

世田谷区都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

令和元年 11 月 29 日 31 世都計第 272 号

改正

令和 3 年 3 月 25 日 2 世都計第 416 号

世田谷区都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号。以下「法」という。)第 118 条第 1 項に規定する都市再生推進法人(以下「推進法人」という。)の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第 2 条 区長は、推進法人の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)に、都市再生推進法人指定申請書(第 1 号様式。以下「申請書」という。)を提出させるものとする。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付させるものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書類
- (4) 申請者の事務所の所在地、組織図及び事務分担を記載した書類
- (5) 過年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 過去のまちづくり活動の実績を記載した書類
- (8) 申請理由等を記載した書類
- (9) 法第 119 条各号に掲げる業務に関する計画書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(指定の基準等)

第 3 条 区長は、申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当し、法第 119 条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるときは、法第 118 条第 1 項の規定により、当該申請者を推進法人として指定することができる。

- (1) まちづくりの推進を目的とする法人であること。
- (2) 必要な人員の配置その他業務を適正に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (3) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済的基礎を有すること。
- (4) 関係行政機関、活動地域内の他の民間組織等と適切な連携を図ることができると認められること。
- (5) 世田谷区暴力団排除活動推進条例(平成 24 年 12 月世田谷区条例第 55 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団でないこと及び同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号

に規定する暴力団関係者が所属していないこと。

- 2 区長は、前項の規定により推進法人の指定を行うときは、あらかじめ世田谷区都市再生推進法人の指定等に関する会議設置要綱(令和元年11月29日31世都計第271号)第1条に規定する世田谷区都市再生推進法人の指定等に関する会議(以下「会議」という。)の意見を聴くものとする。
- 3 区長は、申請者を推進法人として指定したときは、都市再生推進法人指定書(第2号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(名称等の変更)

- 第4条 区長は、推進法人が法第118条第3項の規定による変更の届出を行うときは、都市再生推進法人名称等変更届出書(第3号様式)を提出させるものとする。
- 2 区長は、推進法人がその業務の内容等を変更しようとするときは、あらかじめ都市再生推進法人業務内容等変更届出書(第4号様式)を提出させるものとする。

(事業の報告)

- 第5条 区長は、推進法人に対し、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書を提出させるものとする。
- 2 区長は、推進法人に対し、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を提出させるものとする。

(改善命令)

- 第6条 区長は、法第121条第2項の規定により必要な措置を命じるときは、あらかじめ会議の意見を聴くものとする。

(指定の取り消し)

- 第7条 区長は、推進法人の指定を取り消すときは、あらかじめ会議の意見を聴くものとする。
- 2 区長は、推進法人の指定を取り消すときは、都市再生推進法人指定取消通知書(第5号様式)により当該推進法人に通知するものとする。

(委任)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都市整備政策部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

附 則(令和3年3月25日2世都計第416号)

この要綱は、令和3年3月25日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

都市再生推進法人指定申請書

年 月 日

世田谷区長 あて

申請者の住所

申請者の名称

代表者氏名

(事務所の所在地・連絡先)

都市再生特別措置法第118条第1項の規定による都市再生推進法人の指定を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

記

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- (4) 申請者の事務所の所在地、組織図及び事務分担を記載した書類
- (5) 過年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 過去のまちづくり活動の実績を記載した書類
- (8) 申請理由等を記載した書類
- (9) 法第119条各号に掲げる業務に関する計画書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

第2号様式（第3条関係）

都市再生推進法人指定書


番 年 月 日
号

申請者 あて

年 月 日付の都市再生推進法人指定の申請については、適正であると認められることから、都市再生特別措置法第118条第1項の規定により、都市再生推進法人として指定します。

都市再生特別措置法をはじめとする法令等を遵守し、都市再生のため適正かつ確実に業務を遂行してください。

- 1 指定番号：
- 2 法人の名称：
- 3 法人の住所：
- 4 事務所の所在地：

世田谷区長名 

第3号様式（第4条関係）

都市再生推進法人名称等変更届出書

年 月 日
世田谷区長 あて
法人の住所
法人の名称
代表者氏名
（事務所の所在地・連絡先）
都市再生特別措置法第118条第3項の規定により届け出ます。

指定年月日・指定番号	年 月 日	世田谷区指定第	号
変更予定年月日	年 月 日		
変更する事項	法人の名称	法人の住所	事務所の所在地
変更の内容			
変更の理由			

第4号様式（第4条関係）

都市再生推進法人業務内容等変更届出書

年 月 日

世田谷区長 あて

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

（事務所の所在地・連絡先）

世田谷区都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第4条第2項の規定により届け出ます。

指定年月日・指定番号	年 月 日	世田谷区指定第 号
変更予定年月日	年 月 日	
変更する事項	定款 登記事項証明書 役員 組織体制（組織図及び事務分担） 都市再生特別措置法第119条各号に掲げる業務に関する 計画書 その他（ ）	
変更の内容		
変更の理由		

第5号様式（第7条関係）

都市再生推進法人指定取消通知書

番 年 月 日 号

あて

世田谷区長名 印

年 月 日付 第 号で通知した都市再生推進法人の指定について、下記のとおり取消します。

記

- 1 指定取消年月日
年 月 日
- 2 指定取消理由

この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区長になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。